

議題 第2号 小国地域 過疎地有償運送の車両の目的外使用について

- 1 車両の使用目的 : 自家用自動車有償貸渡事業
- 2 事業主体 : 特定非営利活動法人 MTNサポート
(小国地域における過疎地有償運送の運営、運行事業者)

3 貸渡に使用する車両

区分	形式	車番 (変更前)	車検	所有者
路線用 1号車	CBA-TRH19 トヨタハイエース 10人乗り	長岡300 ふ 8961	H27. 9. 30	MTNサポート
路線用 2号車	SDG-XZB50 トヨタコースター 29人乗り	長岡200 さ 1709	H27. 3. 25	MTNサポート

4 生活交通運行確保の対策について

- 別紙「生活交通運行車両の確保対策について」のとおり

※ 車両の目的外使用については、小国地域分科会において行われた書面協議により全員の承認を得ている。

<参考>

■貸渡料金 (消費税込)

時間 車種	6 時間	12時間 (半日)	24時間 (1日)	追 加 1 日	追 加 1 時間	備 考
1号車 (ワゴン車)	13,700	15,600	20,000	15,000	2,300	・運転者別(利用者手配) ・満タン返却 ・会員利用を優先 ・会員は20%割引
2号車 (マイクロ)	20,800	25,000	30,000	23,200	2,600	

■貸渡しを必要とする理由

長岡市小国地域にあっては、貸し渡し事業を実施している団体および個人は1社である。一方、グリーンツーリズムで訪れる団体や、文化活動・小中学校の部活動・雪堀ボランティアなどでの利用の要望がある。

このたび国の認可を受け、貸渡事業を展開することによって過疎地の活性化に結び付けたい。

平成26年7月2日

長岡市地域公共交通協議会長 様

NPO法人MTNサポート
理事長 板屋 忠



生活交通運行車両の確保対策について

当法人が生活交通事業の車両を利用してレンタカー事業を開始するにあたり、下記の対応で生活交通事業に支障をきたさないように致します。

記

- 1 貸出日は、土日・祝日等の生活交通運休日を原則とします。
- 2 運行日前日(日曜日等)の貸出しは、原則1台とし翌日の運行に備えます。
- 3 マイクロバス(29人乗り)が事故の修理等で運行日(木・金)に使用できない時は、ワゴン車(10人乗り)で運行します。定員オーバーが予想される場合は、小千谷タクシー(株)のタクシーを借上げて会員の利用に支障のないように致します。なお、タクシー借上げに係る費用については、レンタカー事業での負担とします。
- 4 レンタカー事業の開始に伴って生じる費用は、レンタカー事業で負担します。

※1便当たり10名以上の乗車が見込まれるのは、木・金の8・10・13便で乗車客数は12~15名ですので、ワゴン車とジャンボタクシーで対応可能です。

総合特区における過疎地有償運送者による自家用マイクロバスの有償貸渡しの 取扱いの特例措置に伴う不正防止措置

1 レンタカー利用者向け白バス防止啓発

(1) 啓発内容

- ・事業者（NPO法人）による運転手の提供は法律で禁止されていること。
- ・利用者への運転手の斡旋等は国土交通省指導通達で禁止されていること。

(2) 啓発方法

レンタカーの利用者は地域活動団体を主として想定していることから、事業者が所在する地域における啓発を重点的に行う。

○パンフレットによる周知

設置箇所：事業者の事務所窓口（利用申込者に必ず渡す）

長岡市関係部署窓口（地域振興戦略部・交通政策課・事業者所在地地域の支所）

事業者所在地地域の観光協会等関係団体の窓口 等

○広報誌（長岡市支所発行）による周知

配布先：事業者所在地地域の支所管内の全世帯及び関係施設等

○長岡市及び事業者のホームページによる周知

2 自家用マイクロバス運転者情報の事前収集及び点検並びに定期的な事後照合

(1) 点検の実施者

長岡市

(2) 事前収集及び点検の方法

①事業者職員名簿の提出

事業者は、新潟運輸支局から自家用自動車有償貸渡許可を取得した場合は、速やかに事業者の職員名簿を長岡市へ提出する。

②運転者情報の事前収集

事業者は、自家用マイクロバスの貸渡予約申込を受け付けた際、利用者から運転者の運転免許証の写しを徴取する。

③長岡市への情報提供

事業者は、予約申込書と運転者の運転免許証の写しを事前に長岡市へ提出する。

④運転者情報の点検

長岡市は、③に基づき提出された予約申込書等で運転者情報を点検する。

(3) 定期的な事後照合

長岡市は、(2) -④における点検内容を記録し、事業者が備え置く貸渡簿と毎月照合し、改めて運転手が事業者の職員でないことを確認する。

STOP白バス！

**白ナンバーのバスによる貸切バス事業
(貸切バス経営類似行為)は、
法律で禁止されています。**

レンタカー事業者が保有する白ナンバーのバスは、車両のみを有償でレンタルするものです。これを運転手付きでレンタルすること（レンタカー事業者の従業員等が借受人にかわって運転する行為）は、法律で禁止されています。

また、借受人に対して特定の運転者（運転代行者等）を斡旋する行為も禁止されています。

運転手付きの貸切バスなど「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業」を行うには、道路運送法に基づいて国の許可（青ナンバーの取得）が必要です。

貸切バス事業は、乗客の皆様の大切な命をお預かりするものですので、輸送の安全を確保するため適切なものであることが求められています。

総合特区制度による規制緩和が実現！！

長岡市の小国地域、川口地域、山古志地域・太田地区、栃尾地域が総合特区に認定され、特区内でNPO法人が過疎地有償運送に使用するマイクロバスをレンタルする場合、本来必要となる乗用車等での2年以上のレンタカー事業経営実績の要件が緩和され、事業開始当初からマイクロバスをレンタルすることが可能となりました。

長岡市は「違法な白ナンバーバス」の防止に取り組んでいます。

長岡市では、総合特区制度を活用したマイクロバスのレンタルにおいて、「運転手付きでのレンタル」を防止するため、過疎地有償運送を行うNPO法人の職員情報と借り受ける方の運転者情報を事前に収集し、点検しています。ご理解とご協力をお願いします。

発行：長岡市

問い合わせ：長岡市地域振興戦略部(TEL0258-39-2515)